

計算書類に対する注記（法人全体用）

法人名：社会福祉法人 桜仁会

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法により評価する

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については定額法による間接法

無形固定資産については定額法による直接法

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金 鹿児島県社会福祉協議会退職共済事業への事業所負担額をもって、退職給付引当金を計上している。

賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

2. 法人で採用する退職給付制度

鹿児島県社会福祉協議会の退職共済制度及び中小企業退職金共済の退職金制度によっている。

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

(3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 桜ヶ丘荘拠点（社会福祉事業）

「法人本部」

「特別養護法人ホーム 桜ヶ丘荘」

「短期入所生活介護」

「桜ヶ丘荘 デイサービス」

「グループホーム 風の詩」

イ 翠香苑拠点（社会福祉事業）

「翠香苑 デイサービスセンター」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	152,421,009	0	8,359,163	144,061,846
建物	829,978,197	0	8,637,739	821,340,458
合計	982,399,206	0	16,996,902	965,402,304

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

ナースコール設置工事除却に伴い国庫補助金等特別積立金101,412円を取り崩した。

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

計

0 円

7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位： 円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
なし	0	0	0
合計	0	0	0

8. 関連当事者との取引の内容

該当なし

9. 重要な偶発債務

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし